主要国への ILO 決議対応状況の照会結果

2015年に、主要国・機関に対して、ILO決議への対応状況を照会した。各国の回答のほか、ホームページ等も参考にした。

主なポイント

- 各国とも、おおむね ILO 決議に対応しているが、定義を詳細にみると、自国の概念 を維持するなど、既存の枠組みの中で対応。
 - ⇒ 今後の検討に当たっては、既存の調査事項を可能な限り維持・活用し、変更を最 小限とする視点も重要ではないか。

失業者の定義

- 各国とも既に ILO 決議に対応している。
- 就業可能期間の延長措置は、EU(イギリス等)では従来から実施、アメリカ等4か国では従来から非実施。

時間関連不完全就業者の定義

- ロシアを除き、ILO決議に対応している。 (ロシアは 2017 年に対応予定)
- 労働時間の範囲の要件(30時間未満の者、パート等)については、各国で相違している。

潜在的労働力人口の定義

- カナダを除き、ILO決議に対応している。 (カナダは対応予定なし)
- 各国とも「非求職の者」や「すぐに就けない者」を対象とした概念として導入している が、その要件(求職活動期間の定め等)は各国で相違している。

未活用労働指標の取扱い

- 各国とも原則 LU1 (失業率) をメインとしている。
- 韓国は「雇傭補助指標」として LU2~LU4 を、ドイツは LU4 を公表、その他の国は積極的・ 定期的には公表していない模様。

その他

○ 韓国は 2013 年に試験調査を実施し、2014 年から労働力調査を改正して未活用労働指標 を把握している。また、季節調整・遡及改訂等は行っていない。

【各国の ILO 決議の対応状況】

照会対象国・機関 定義	韓国	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	ロシア	スタット
失業者	0	0	0	0	0	0	\circ	0	\circ
就業可能期間の延長	X	X	X	0	0	0	0	X	0
時間関連不完全就業者	•	0	\circ	0	0	0	0	Δ	0
潜在的労働力人口	•	0	X	0	0	0	0	0	

○…従来から対応 ●…新たに対応 △…今後対応予定 ×…対応しない・実施しない

主要国のILO決議の対応状況

○・・・従来から対応、 ●・・・新たに対応、 △・・・今後対応予定、 ×・・・対応しない・実施しない 照会対象国・機関 韓 玉 アメリカ カナダ イギリス ドイツ フランス イタリア ロシア ユーロスタット 照会事項 失業者の要件における求職期 間を4週間又は1か月とする (4週間) (4週間) (4週間) (4週間) (4週間) (4週間) (4週間) (4週間) (4週間) 失業者の要件における就業可 能期間を2週間を超えない範 (参照週のみ) (参照週+2週間) (参照週のみ) (参照週のみ) (参照週+2週間) (参照週+2週間) (参照週+2週間) (参照週のみ) (参照週+2週間) 囲で延長すること 時間関連不完全就業者の概念 \bigcirc \circ \circ \circ \bigcirc \circ \triangle \circ の導入・変更 潜在的労働力人口の概念の導 \circ \circ \circ \bigcirc \circ \circ \circ 入・変更 \bigcirc Ο 【個別名称】 【個別名称】 以下のデータを提供 以下のデータを提供 決 LU 2: 雇傭補助指標 1 議 · underemployed part-time workers LU 3: 雇傭補助指標 2 未活用労働の混合指標 LU指標(LU2~LU4) の導入 (回答なし) · jobless persons seeking a job but \sim LU 4: 雇傭補助指標 3 Quote des ungenutzten not immediately available for work \mathcal{O} Arbeitskräftepotenzials • jobless persons available for 対 ※LU2、LU3、LU4をLU1の関 work but not seeking it 応 連指標として提供 ※LU4を公表 \mathcal{O} ①以下の者が「就業者」とされるた 必 めの要件の変更。 要 ・ 育児休業中の者 性 休業期間が3か月間以内か、関連す る仕事から収入を得ること。 • 季節労働者 閑散期中にいくつか職務をこなすこ 上記の他、検討事項 なし なし なし なし なし なし ②自己使用生産労働に従事する者 は、就業者から除外。 ③失業者の求職方法のうち、「土 地、不動産、設備を探しているこ 第19回ICLSの決議への対応 と」と「 許可証、免許、融資を申 は、EU規則に応じて実施す (回答なし) し込んでいること」を、「起業の準備をした」に変更。 新定義への切替のための試験調査等の 2015年から2016年にかけ、3回の試 2013年に実施 実施予定なし 実施の有無 験調査を実施予定 2014年に時間関連不完全就 2017年に時間関連不完全就 新定義への切替え時期 業者と潜在的労働力人口の 2019年にEU規則改正予定 業者の定義変更予定 定義を導入 概念の変更・追加に伴う労働力調査調 2015年に調査票変更 2017年に調査票変更予定 調査票を変更予定 査票及び集計表の変更 (定義変更の予定なし) (定義変更の予定なし) (定義変更の予定なし) (定義変更の予定なし) 時間関連不完全就業者の定 新定義への切替え後における、現行定 定義変更後も、現行定義の数値を引 決議対応済み 義変更後は、現行定義の数 義の取扱い き続き公表予定 値の公表予定なし 定義導入に伴う季節調整値 定義変更に伴う季節調整値 新定義における季節調整、遡及改訂の 就業者の定義変更後に季節調整値の の提供及び遡及改訂は行わ の提供及び遡及改訂は行わ 提供及び遡及改訂は行わない 方法 EU規則はEU加盟国を法的に拘束す ILO決議と欧州規則等に基づく失業率及 び未活用労働の各国の定義の整合性は 確保されているか。